

仕 様 書

総合企画局デジタル化戦略推進室

(担当 岩尾、笠舞 電話 222-3257)

件 名	モバイルワーク用通信回線調達業務
納 入 期 限	令和8年7月1日
契 約 条 件	<ol style="list-style-type: none">1 別紙「モバイルワーク用通信回線調達業務」のとおり2 支払方法 履行確認後一括払い。 適法な請求書を受領した後 30 日以内に支払う。3 留意事項 本仕様書に定めなき事項については、京都市契約事務規則によるほか、本市の指示によるものとする。

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

モバイルワーク用通信回線調達業務

1 業務名及び目的

(1) 業務名

モバイルワーク用通信回線調達業務

(2) 目的

京都市（以下「本市」という。）が実施する行政事務及び関連業務において使用するモバイル Wi-Fi ルータ向けに、安定したデータ通信環境を確保することを目的として、複数の SIM カード間で通信容量を効率的に利用可能な法人向けデータ通信 SIM サービスを調達する。

2 提供物

- (1) 受注者は、データ通信専用 SIM カード及びこれに付随する管理機能を提供すること。
- (2) 本市の庁舎外でのインターネット接続に利用するデータ通信専用モバイル回線を提供すること。

3 基本要件

- (1) 契約期間 令和 8 年 7 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
- (2) 納入場所 以下のとおり。
〒604-0931
京都市中京区押小路通河原町西入榎木町 450 の 2
総合企画局デジタル化戦略推進室執務室
- (3) 受託者は、電気通信事業法に基づく総務大臣の登録を受け、電気通信事業を営む者であって、移動通信サービスの提供に関わる無線局を自ら開設及び運用している事業者であること。

4 数量及び通信容量に関する要件

- (1) 回線数 650 回線
- (2) SIM カード枚数 650 枚
- (3) 月間総通信容量 3,600GB 以上
- (4) 通信容量は全回線で合算及び共有（データシェア）が可能であること。
- (5) 全回線でデータ利用容量を超過した場合においても、通信速度制限等による継続利用を可能とし、追加の費用は発生しないこと。

5 機能要件

- (1) 随時 SIM カード及び通信容量の追加が可能であること。なお、追加する場合は別途契約により調達する。
- (2) 管理用 Web ポータルを提供すること。
- (3) 管理用 Web ポータルを通じて通信回線ごとの利用明細・内訳書を閲覧・集計できるなど、

通信利用を可視化できるサービスを付加すること。当該サービスの提供が難しい場合は、利用状況をまとめたデータを毎月発注者へ提出すること。

6 SIMカード及びネットワーク要件

- (1) SIM規格 形状は nanoSIM であること。
- (2) 対応通信方式 4G (LTE) 及び 5G に対応すること。
- (3) 対応周波数 B1, B8, B18, B19, B26 のバンド帯の中から少なくとも 2 つ以上と B3 のバンド帯をカバーしていること。また、5G の n77, n78 のバンド帯のいずれかをカバーしていること。
- (4) ネットワーク 国内移動体通信事業者のネットワークを利用した法人向けサービスであり、日本全国で安定した通信が可能であること。

7 その他

(1) 保守・サポート要件

ア 法人向け問い合わせ窓口を有し、障害時に迅速な対応を行うこと。

イ 契約期間中、本市及び本市が委託している運用・保守事業者からの問い合わせ受付体制を確保すること。

ウ 問い合わせ対応（電話）は、原則として 10 時から 17 時まで受け付けること（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの日を除く）。ただし、障害対処時、緊急時はこの限りではない。

エ 回線ごとに 24 時間 365 日いつでも通信を停止・再開できる機能を管理者用サービスサイト又はこれと同等以上の機能を備えたサポート体制により提供すること。

(2) 大規模災害発生時における通信確保体制

ア 無線局の無停電化、24 時間以上の電力を確保すること。

イ 車載型/可搬型移動無線局による迅速な通信回復体制を確保すること。